

国 運 審 第 6 号
平成 2 6 年 5 月 1 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄

答 申 書

春秋航空日本株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平 2 6 第 9 0 0 1 号

平成 2 6 年 4 月 1 0 日付け国空事第 1 0 7 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

春秋航空日本株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

- 1．申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。
- 2．当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大5, 192回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を7回～24回、到着を8回～23回、合計を30回～32回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B滑走路発着を8回～16回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対応する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 申請者が運航を行おうとする路線のうち、成田～佐賀間の路線は、現

在、他の本邦航空運送事業者の運航が行われておらず、申請者による当該路線の運航は、輸送網を拡充し多様な輸送網を形成するとともに、訪日外国人も含め利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

また、申請者が運航を行おうとする他の路線については、現在、成田～高松間の路線では、ジェットスター・ジャパン株式会社が1日2往復の運航を、成田～広島間の路線では、アイベックスエアラインズ株式会社が1日1往復の運航を、それぞれ行っている。申請者によるこれらの路線の運航は、低価格な運賃により成田国際空港を拠点とする国内線ネットワークの開設を図ろうとするものであり、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、訪日外国人も含め利用者利便の一層の向上に寄与するものである。

これらのこと等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

- 3．以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
成田（成田国際空港）～ 佐賀	1日2往復	平成26年6月27日	ボーイング式737-800型
成田（成田国際空港）～ 高松	1日2往復	平成26年6月27日	ボーイング式737-800型
成田（成田国際空港）～ 広島	1日2往復	平成26年6月27日	ボーイング式737-800型